

第1部

秋田市障がい者プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨および性格
- 2 計画期間等
- 3 他の計画との関係・位置づけ
- 4 計画の策定体制
- 5 国の障がい者施策の動向について
- 6 障がい者をとりまく諸情勢について
- 7 基本理念・施策の体系
- 8 重点プロジェクト等

1 プラン策定の趣旨および性格

第5次秋田市障がい者プランは、本市の障がい福祉施策の全体像を示すものです。また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含させ、一体のものとして策定するもので、本市の障がい福祉施策を展開していく上での実施計画となるものです。

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援し、障がいのある方の社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を推進することを目指すものです。

本市では、平成10年2月に第1次秋田市障害者プランを策定して以来、3度の見直し改定を行ってきました。現在の第4次秋田市障がい者プランの計画期間が平成29年度までであることや、平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、さらには誰もが人格と個性を尊重し、相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、平成30年4月から「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が施行されること等を踏まえて、新たに第5次秋田市障がい者プランを策定するものです。

2 計画期間等

1 計画期間

このプランの計画期間は、平成30年度から35年度までの6年間とします。

なお、プランに含まれる「第5期秋田市障がい福祉計画」および「第1期秋田市障がい児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間であり、平成32年度に必要な見直しを行った上で、平成33年度から35年度までを計画期間とする「第6期秋田市障がい福祉計画」および「第2期秋田市障がい児福祉計画」を策定することとしています。

第1次障害者プラン	(平成10年2月策定)	計画期間：平成10年度～17年度)
第2次障害者プラン	(平成14年3月策定)	計画期間：平成14年度～18年度)
第3次障害者プラン	(平成19年3月策定)	計画期間：平成19年度～24年度)
第4次障がい者プラン	(平成25年3月策定)	計画期間：平成25年度～29年度)
第5次障がい者プラン	(平成30年3月策定)	計画期間：平成30年度～35年度)

2 障がい者プランと障がい福祉計画および障がい児福祉計画との関係

平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年4月1日より障害者総合支援法）において、市町村は3年を1期とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」も包含して策定しました。その後、平成21年3月には「第2期秋田市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を、平成24年3月には「第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、「第3次秋田市障害者プラン」に包含しています。

さらに、平成25年3月に「第4次秋田市障がい者プラン（平成25年度～29年度）」を策定し、「第3期秋田市障がい福祉計画」と平成27年3月に策定した「第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度）」を包含しています。

「第5次秋田市障がい者プラン（平成30年度～35年度）」では、「第5期秋田市障がい福祉計画（平成30年度～32年度）」および「第1期秋田市障がい児福祉計画（平成30年度～32年度）」ならびに「第6期秋田市障がい福祉計画（平成33年度～35年度：予定）」および「第2期秋田市障がい児福祉計画（平成33年度～35年度：予定）」が包含されることとなります。

～平成26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成30～35年度
---------	------------	------------	------------	-----------

「第4次秋田市障がい者プラン」 (平成25～29年度)		「第5次秋田市障がい者プラン」 (平成30～35年度)	
第3期秋田市 障がい福祉計画 (平成24 ～26年度)	第4期秋田市 障がい福祉計画 (平成27～29年度)	第5期秋田市 障がい福祉計画 (平成30 ～32年度)	第6期秋田市 障がい福祉計画 (平成33 ～35年度予定)
		第1期秋田市 障がい児福祉計画 (平成30 ～32年度)	第2期秋田市 障がい児福祉計画 (平成33 ～35年度予定)

第5次秋田市障がい者プラン

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
(障がい者施策に関する基本的計画)
(期間：平成30～35年度)

秋田市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
(障害福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)

第5期秋田市障がい福祉計画 (期間：平成30～32年度)
第6期秋田市障がい福祉計画 (期間：平成33～35年度予定)

秋田市障がい児福祉計画

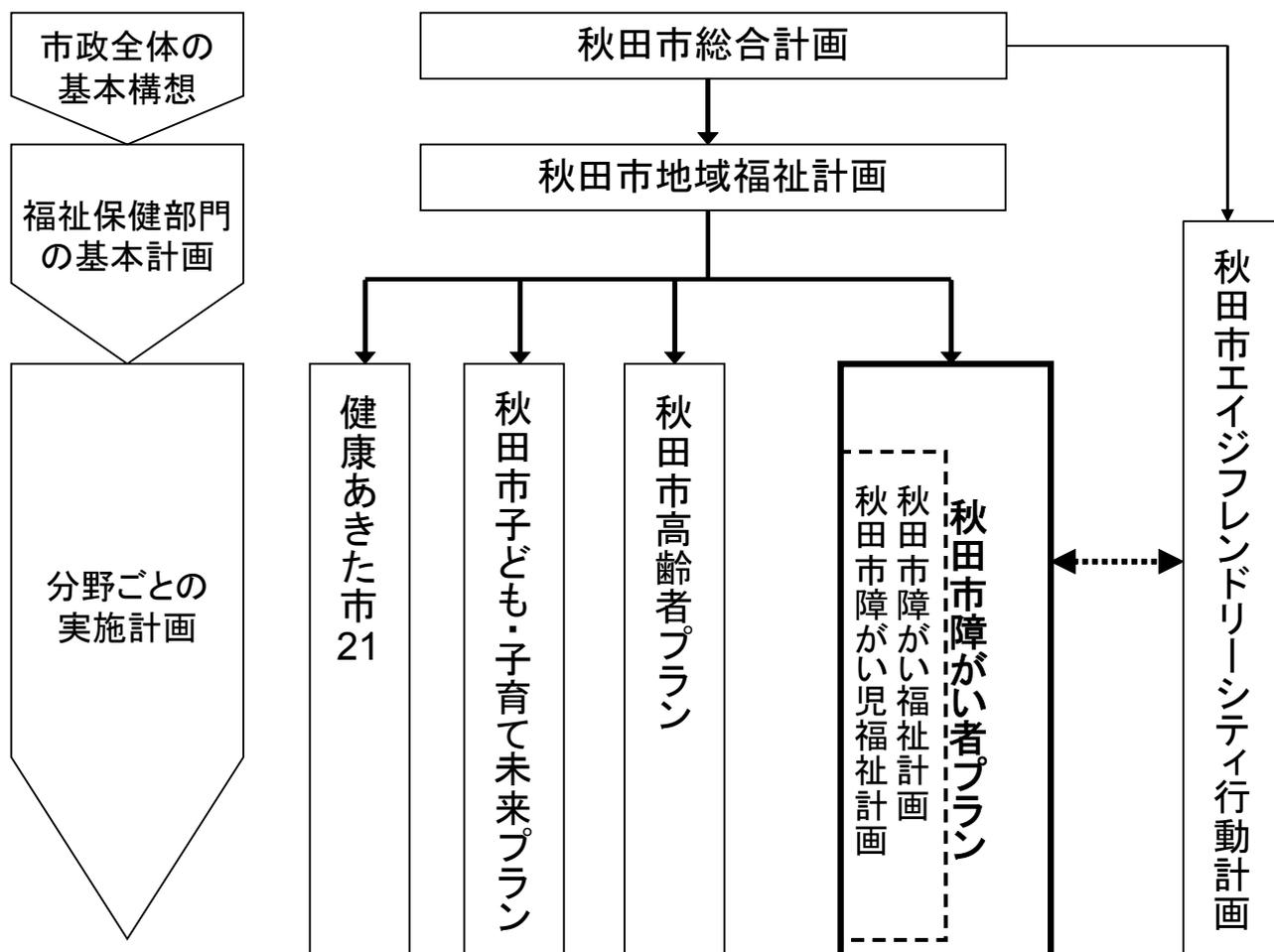
児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
(障害児通所支援等の提供体制確保に関する計画)

第1期秋田市障がい児福祉計画 (期間：平成30～32年度)
第2期秋田市障がい児福祉計画 (期間：平成33～35年度予定)

参考 第1期秋田市障害福祉計画 (平成19～20年度)
第2期秋田市障害福祉計画 (平成21～23年度)
第3期秋田市障がい福祉計画 (平成24～26年度)
第4期秋田市障がい福祉計画 (平成27～29年度)

3 他の計画との関係・位置づけ

秋田市障がい者プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、その理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」とも整合性を図るものです。



4 計画の策定体制

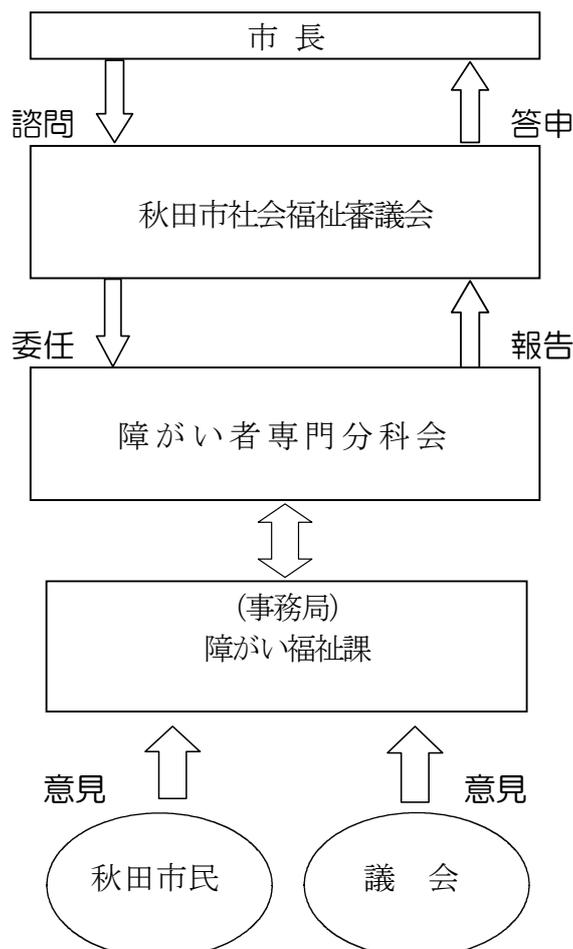
1 策定作業

策定作業は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関である「秋田市社会福祉審議会」の中の障がい福祉に関する事項を調査審議する「障がい者専門分科会」を中心に障がい福祉課が事務局となり進めました。

2 市民の意見の反映

平成29年度に、各種アンケート調査や関係団体等からの聴き取り調査のほか、市民からの意見聴取として、プラン素案についてのパブリックコメントを実施しました。

また、前述の「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」に臨時委員として障がい者の当事者団体等の代表を含む11名に加わっていただきました。



5 国の障がい者施策の動向について

1 近年の障がい者関係法令等の主な動き

平成17年10月に、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から障害者自立支援法が成立（平成18年4月一部施行、同年10月完全施行）しています。この法律による改革のねらいは、以下のようなものでした。

- ① 3障がい（身体・知的・精神）の福祉サービスの一元化
- ② 就労支援の強化
- ③ 地域の社会資源を活用できるよう規制緩和
- ④ 公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化
- ⑤ 利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担
- ⑥ 国の財政責任の明確化

その後、利用者負担の見直しとして応益負担の原則を廃止するとともに、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討が進められました。

その間、平成22年12月には、利用者負担を応能負担とすること等を盛り込んだ「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が、平成23年6月には、障がい者に対する虐待の防止等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護を図るための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、それぞれ成立しています。

平成23年8月には、国の障がい者施策の柱となる「障害者基本法の一部を改正する法律」が、成立しました。

この法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 目的規定の見直し
全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとしたこと
- ② 障がい者の定義の見直し
身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしたこと
- ③ 地域社会における共生等
 - ア 全ての障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
 - イ 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
 - ウ 全ての障がい者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

④ 差別の禁止

障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと、また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと

この他、国際的協調、国民の理解・責務、また基本的施策として、雇用の促進、公共施設や情報利用のバリアフリー化、防災・防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等が定められています。

平成24年6月には、それまでの検討を踏まえ、障がい者の日常生活・社会生活の支援が、障がい者の社会参加の確保および地域生活における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行うことを理念とした、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。

この法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 「障害者自立支援法」という名称を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」としたこと
- ② 「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えたこと
- ③ 「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めたこと
- ④ 障がい者に対する支援
 - ア 重度訪問介護の対象拡大
 - イ 共同生活介護の共同生活援助への一元化
 - ウ 地域移行支援の対象拡大
 - エ 地域生活支援事業の追加
- ⑤ サービス基盤の計画的整備
 - ア 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項および地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
 - イ 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
 - ウ 市町村が障害福祉計画を作成するにあたって、障がい者等のニーズ把握を行うことの努力義務化
 - エ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画の明確化

また、この法律の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしました。

そのため、国の社会保障審議会障害者部会において平成27年4月から検討が進められ、同年12月に部会において報告書（「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」）をとりまとめました。

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立

こうした経過を経て、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「改正障害者総合支援法等」とします。）が成立しました。

この改正では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしており、その概要は、以下のとおりです。

- ① 障がい者の望む地域生活の支援
 - ア 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
 - イ 就業定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）の創設
 - ウ 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - エ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ② 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ア 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - イ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - ウ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
 - エ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - ア 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - イ 障害福祉サービスの情報公表制度の創設
 - ウ 自治体による調査事務・審査事務の効率化

なお、施行期日は平成30年4月1日（②のエについては平成28年6月3日）となっています。

3 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月1日から施行されました。

平成23年の「障害者基本法」の改正の際に、同法の基本原則として、「差別の禁止」が規定されました。障害者差別解消法は、その規定を具体化するものとして、障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的として制定されたものです。この法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 障がいを理由とする差別の禁止
 - ア 不当な差別的取扱いの禁止
 - イ 合理的配慮の提供
- ② 対応要領、対応指針による差別の内容の具体化と実効性の担保

- ア 差別の解消の推進に関する基本指針の策定（閣議決定）
- イ 国、地方公共団体等による当該機関における取組に関する対応要領の策定
- ウ 主務大臣による事業者に対する事業分野別の対応指針の策定
- エ 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告
- ③ 国や地方公共団体による支援措置
 - ア 相談・紛争解決の体制整備
 - イ 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
 - ウ 普及・啓発活動の実施
 - エ 国内外における差別および差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理および提供

障がい福祉施策のこれまでの主な経緯

平成18年 4月 12月	障害者自立支援法の一部施行（同年10月完全施行） 法の円滑な運営のための特別対策 ① 利用者負担の更なる軽減 ② 事業者に対する激変緩和措置 ③ 新法移行のための経過措置
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 ① 利用者負担の見直し ② 事業者の経営基盤の強化 ③ グループホーム等の整備促進
平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出 ↓ 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
9月	連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年 1月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
4月	障がい者制度改革推進会議において議論開始 低所得者の障害福祉サービスおよび補装具に係る利用者負担を無料化
6月	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定）
12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて

		<u>障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</u> （議員立法）が成立
平成23年	6月	<u>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」</u> （議員立法）が成立
	7月	<u>「障害者基本法の一部を改正する法律」</u> が成立
	8月	「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年	6月	<u>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」</u> および <u>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」</u> （議員立法）が成立
平成25年	6月	<u>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」</u> 、 <u>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」</u> および <u>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」</u> が成立
平成27年	12月	「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（社会保障審議会障害者部会報告書）とりまとめ
平成28年	3月	<u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」</u> 閣議決定（国会提出）
	5月	<u>同法</u> および <u>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」</u> （議員立法）が成立

※出典：厚生労働省および内閣府資料

6 障がい者を取りまく諸情勢について

1 障がい概念の変容

平成13年に、WHO（世界保健機関）において、従来のICIDH（国際障害分類）を改訂した、ICF（国際生活機能分類）が採択されました。

ICFでは、ICIDHで用いていた「機能障害」という概念を改め「心身機能と身体構造」と、同じく「能力障害」を「活動」と、同じく「社会的不利」を「参加」として規定しています。そして、この「心身機能と身体構造」「活動」「参加」の3つの生活機能が低下した状態を総称して障がい（生活機能低下）としています。

また、ICIDHでは、環境が障がいに与える影響について触れていませんでしたが、ICFでは、3つの生活機能には相互関係があること、また3つの生活機能には、環境因子（物的環境、社会的環境）、個人因子（性、年齢、価値観）が影響を与えるとしています。従来の「医学モデル」（障がいは個人の問題であり、医学的側面から治療し、障がい者をより健常者に近づけようとする考え方）に対比して「社会モデル」（障がいは社会の問題であり、障がい者が健常者と均等な機会を妨げる原因を除去する必要があるという考え方（ノーマライゼーションの具現化））へ焦点が当てられました。

2 障害者権利条約への批准

平成18年に、国際連合において、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを謳った「障害者権利条約」が採択され、我が国も平成19年に条約に署名しました。

日本国内では、この条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見を踏まえ、政府は、集中的に国内制度改革を進めていくこととし、障害者基本法の改正（平成23年7月）をはじめとした様々な法制度整備が行われました。

これらの法整備等により、一通りの国内の障がい者制度の充実がなされたことから平成25年11月から12月にかけての国会の衆参本会議において全会一致で障害者権利条約の締結が承認され、平成26年1月に批准書を国際連合に寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

平成20年、内閣府は、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針として、障がいの有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、自信と喜びを持って生活することができる共生社会の実現に向けた環境を整備していく

ために標記の要綱を定めました。

ここでは、障がいのある方等が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要です。

すなわち、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが謳われています。

4 秋田市地域福祉計画

秋田市地域福祉計画は、本市の福祉保健部門の基本計画であり、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「第3次秋田市地域福祉計画」が平成26年3月に策定されました。この計画では「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を基本理念としております。

少子高齢化による地域の担い手不足や福祉課題の複雑化が一層進む中、地域福祉を進める（推進）ため、各主体（公・共・私）のこれまで以上の連携が必要となっています。

地域福祉の推進とは、公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、自分の経験や能力を生かしながら、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりをめざすことであります。

複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートの連携が必要です。各取組がバランスよく機能し、各主体の協働により市全体が一丸となって、強固な地域福祉をつくっていかうとするものです。

公（行政の役割—公助：行政等が行う公的制度によるサービス提供・複雑化する福祉課題への対応）

共（地域等の役割—共助：地域社会における相互扶助・地域内の団体や関係機関の連携・市民活動による支援・市場（民間）における商品やサービスの提供）

私（市民の役割—自助：個人の自立と家族での支え合い・近隣との良好な関係づくり・共助公助への参加・参画）

5 「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定

本市は、平成29年12月に「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（いわゆる障がい者共生条例）を制定し、平成30年4月1日から施行することとしました。

この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的として制定したものであります。

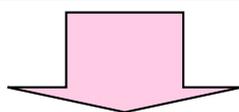
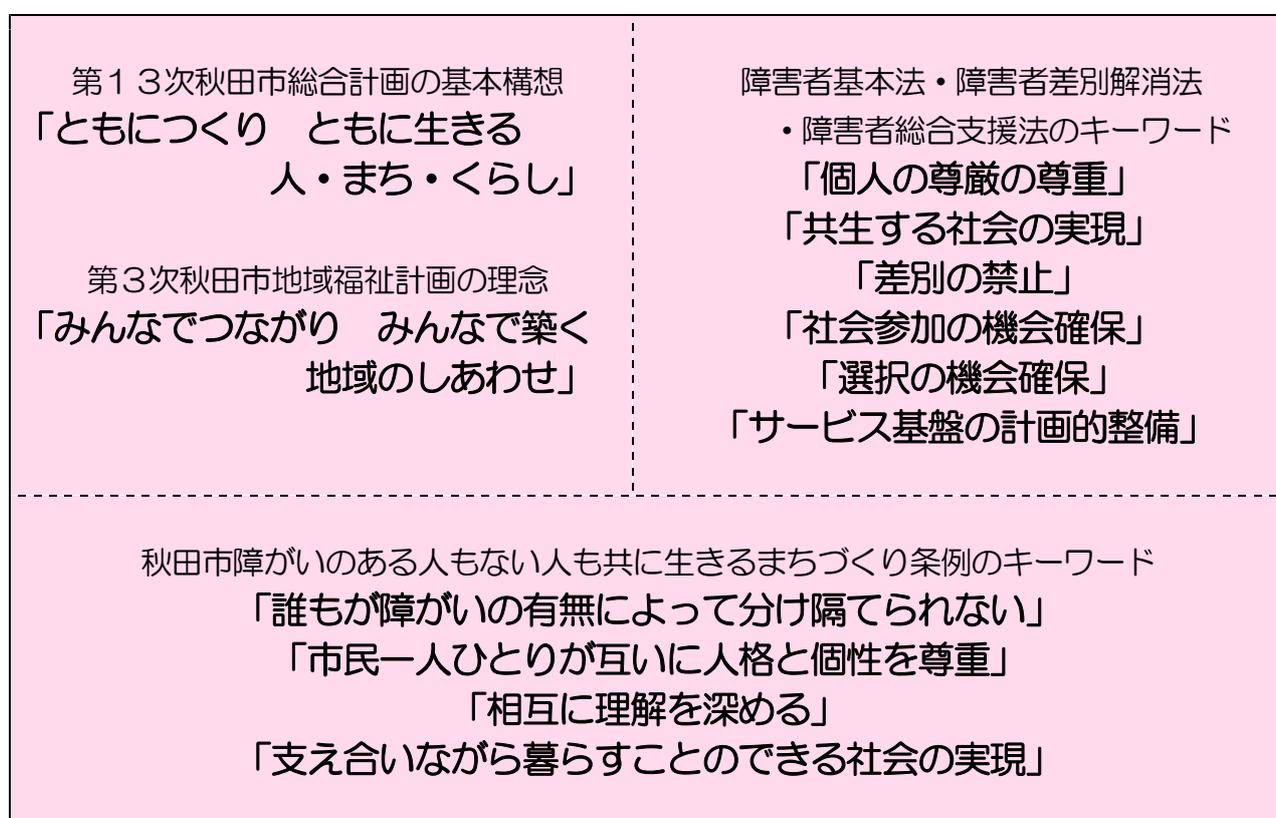
また、条例が目指す共生する社会の実現については、国の障害者基本法や障害者差別解消法の理念としてもその内容が規定されていることから、住民に身近な市の条例として設定することで、障害者基本法等の重要な内容（地域社会における共生等、差別の禁止）について共有し、事業者および市民と協力しあいながら総合的な施策の推進を目指すものです。この条例の概要は、以下のとおりです。

- ① 基本的理念を規定
共生する社会の実現に向けた取組を行うにあたり、基本とする事項を定めた
- ② 市、事業者および市民の責務を規定
- ③ 障がいのある人に対する差別の禁止等を規定
 - ア 不当な差別的取扱いの禁止
 - イ 合理的配慮の不提供の禁止等
- ④ 障がいを理由とする差別に対する相談体制の整備
事案解決のため、市長に対し、助言又はあっせんの申立てを行うことができること等を規定
- ⑤ 障がい者差別解消調整委員会の設置
市長の諮問機関として、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を行う
- ⑥ 共生する社会の実現に向けた基本となる施策
条例の目的達成に向けて総合的に推進する施策の基本となるもの（重点的に取組むべき事項）として明記
 - ア 理解の促進
（啓発活動の推進、交流の機会の確保等）
 - イ 障がいのある人の情報の取得および意思疎通
（情報の取得および意思疎通における支援、障がいのある人に配慮した情報提供、意思疎通の手段の普及等）
 - ウ 障がいのある人の自立および社会参加
（移動の手段への支援、就労および雇用への支援等）

7 基本理念・施策の体系

第5次障がい者プランでは、秋田市行政の基本構想である第13次秋田市総合計画（新・県都『あきた』成長プラン）や第3次秋田市地域福祉計画を踏まえた上で、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」および「障害者総合支援法」の理念に則った国の新たな障がい者施策への対応や、新たに制定した「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的の達成に向けて、基本理念を第4次障がい者プランから引き継ぎ「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」と決めました。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開していくものです。



第5次秋田市障がい者プランの基本理念
**「誰もが人格と個性を尊重し
相互に支え合い共生する社会の実現」**



1 権利の擁護の推進

人の個性は一人ひとり違っており、障がいもその人の個性のひとつです。生活のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めながら、地域社会を構成する一員として、障がいのある方の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、すべての市民の理解と協力のもと、権利の擁護の推進を図ります。

2 情報提供と意思疎通支援の充実

障がいのある方が、暮らしの中で必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、利便性に配慮した情報提供が求められます。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるように、障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対する支援の充実を目指します。

3 地域生活支援の充実

障がいのある方が、地域の中で共生し、その人らしい暮らしを送ることができるように、ソーシャル・インクルージョン（地域社会での支え合い）の考えに基づいた取組を推進します。また、住み慣れた地域で生活していくためには、性別・年齢・障がいの特性・生活環境等の違いを考慮しつつ、サービスを利用する本人の意向が十分に尊重され、必要としているサービスを選択できるようにする必要があります。そのため、必要性や実効性に留意しながら、ハード・ソフト両面からのサービス基盤の整備を推進し、地域生活支援体制の充実を目指します。

4 自立と社会参加の促進

障がいのある方への支援では、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上という視点が必要不可欠です。障がいのある方が、地域の中のさまざまな分野において、それぞれの能力を発揮し、生きがいを持って暮らすことができるよう、自立と社会参加の促進を図ります。

5 生活環境の充実

障がいの有無にかかわらず社会で活動するためには、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリーの視点とユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。

また、予知や発生を完全に防ぐことのできない自然災害に備えて、減災対策を推進し、安全に安心して暮らせるための生活環境の充実を目指します。

8 重点プロジェクト等

1 重点プロジェクト

障がいの理解の促進・啓発事業の実施

～ 相互理解と障がいに関する市民意識の醸成に向けた取組の推進 ～

共生する社会の実現を目指し、次に示す6つの重点事項を含む本市の障がい福祉施策を効果的に推進していくためには、障がいのある方が、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により日常生活や社会生活の様々な場面において受ける制限を個人の問題としてではなく、市民一人ひとりの問題として捉え、ともに協力して取り組んでいくことが重要です。

そのため、市民および事業者が、障がいについての理解を深めるための広報その他の啓発活動の推進や、障がいの有無によらない相互理解の促進のための交流の機会の確保等を行います。

2 重点事項

第5次障がい者プランでは、計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項として以下の6つを「重点事項」と位置づけ取り組んでいくこととします。

結果の出やすい事項もありますが、中には、結果が出にくく時間をかけてじっくりと取り組んでいかなければならない事項や、国の施策や社会情勢の変化等にも留意しながら進めていかなければならない事項もあります。

(1) 心のバリアフリーの推進

施策体系【第1章第2節、第5章第1節－3】

- ・障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが、互いを尊重し、支え合うために意識を醸成していくための取組を進めます。
- ・虐待防止や成年後見制度の活用等、個人の尊厳を守る取組を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別解消の推進

施策体系【第1章第1節】

- ・障がいのある方に対する障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(3) 相談支援と意思疎通支援の充実

施策体系【第2章第2節、第3章第1節】

- ・障がいのある方やその保護者の多様化・複雑化する相談に対応するため、相談支援の充実を図ります。
- ・共生する社会の実現に向けて不可欠な情報伝達・共有、意思疎通の手段の充実を図ります。

(4) 医療的ケアが必要な障がい児(者)および重症心身障がい児(者)対策の推進

施策体系【第3章第2節-1、第3章第4節-1】

- ・医療的ニーズの高い障がい児(者)やいわゆる重症心身障がい児(者)に対する支援体制づくりを進めます。

(5) スポーツ・文化芸術活動への支援

施策体系【第4章第3節】

- ・生涯にわたりスポーツを通じて健全な心身を育み、健康で明るく活力あるまちづくりを目指し、障がいのある方が安心してスポーツに取り組めるよう必要な支援体制づくりを進めます。
- ・心を揺さぶる感動やときめきに出会えるまちの創出と障がいのある方の自立と社会参加の促進に向けて、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことができるよう支援体制づくりを進めます。

(6) 災害対応の強化

施策体系【第5章第3節】

- ・自助・共助・公助の役割分担のもとに災害時における支援体制づくりを進めます。